

## 「就業規則の改正等について」の説明を受ける！

1月30日、JR東労組は会社から、初任給改定を含む「就業規則の改正等について」の説明を受けました。JR東労組は、人材流出の危機感と人材確保の問題意識について、団体交渉の場においてこの間提起してきました。今改正では、初任給に一律4,000円を加えるものとなり、一定の成果として受け止めることができます。

しかし、そもそもの基本給や昇給額などの低い現実は変わりません。

23春闘では、定期昇給の確保とベースアップの獲得を実現するために、これからも会社に対して求め続けていきます。

### ●初任給の改定

①学歴別初任給に、一律4,000円加える。

学歴区分	現行	改定
大・院卒	206,000円	210,000円
高専・短大・専門卒	188,000円	192,000円
高卒	171,000円	175,000円

②経過措置として、現在在籍している社員のうち、1等級の社員及び2等級の大・院卒の初任給適用社員に対して、現在の基本給に一律4,000円の調整額を加算した額を新基本給とする。

目的：当社の将来を担う人材の確保と定着のため

### ●昇進試験の新設

①3等級から4等級への昇格について、昇進試験によることとし、新たに主任職等試験を設ける。

目的：主任職になるにあたり、より公正にするため

### ●年次有給休暇付与条件の変更

①年休の付与条件として、出勤日数に「病気休職」「私傷病休暇」「産前・産後指導休暇」を追加する。

※就業規則第75条に追加

目的：働きやすい職場環境をつくるため

### ●育児短時間勤務の申請手続きの変更

①現行は1年単位で申請していた手続きを、年度毎の申請手続きとする。

目的：わかりやすくするため

### ●その他(現行規程の文言整理)

●実施日 2023年4月1日

今後、ステーションサービス協議会幹事会などでの議論を踏まえ、会社に申し入れを行い、団体交渉をしていきます！

**JR東労組に結集し、労働実感・生活実感に基づいた、賃金引き上げと労働環境を勝ち取ろう！**

ステーションサービス協議会に対する質問や意見は、こちらまで



[JR東労組お問い合わせフォームはこちら！](#)